

宣誓・同意書

経営持続化支援緊急特別対策支援金申請・給付要領（以下「本要領」という。）第 8 条に基づき、次の 1 から 4 までのいずれにも宣誓し、次の 5 から 15 までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 本要領第 6 条第 3 項の基本情報及び同条第 4 項の証拠書類等に虚偽のないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5 本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により 5 年間保存すること
- 6 特別支援金 A の申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）、特別支援金 B 及び特別支援金 C の場合は、それぞれの対象期間内において緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
- 7 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者（令和 2 年（2020 年）11 月から令和 3 年（2021 年）2 月（特別支援金 B の場合は、令和 3 年（2021 年）4 月から令和 3 年（2021 年）7 月、特別支援金 C の場合は令和 3 年（2021 年）8 月から令和 3 年（2021 年）10 月）は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- 8 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、5 で保存している情報を速やかに提出すること
- 9 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が本要領第 1 2 条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 10 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、本要領第 1 2 条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 11 提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
- 12 業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
- 13 北海道スタイルの取組を実践していること
- 14 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
- 15 本要領に従うこと

令和 年 月 日

法人名（法人の場合）代表者又は個人事業者等の氏名（自署）